

ID: 184

担当部署: 産業課

<b>処分の概要</b>	使用許可の取消し等		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	高根沢町クリエイターズ・デパートメントの設置及び管理に関する条例 第9条 第1項		
<b>例 規 番 号</b>	平成29年条例第1号		
<b>【基準】</b>			
<p>第9条及び高根沢町クリエイターズ・デパートメントの設置及び管理に関する条例施行規則第8条の規定による。 (使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 町長は、使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき、又は違反するおそれがあると認めるときは、その使用を中止若しくは変更させ、又は使用許可を取り消すことができる。</p> <p>2 前項の取消し等により、使用者がいかなる損害を受けることがあっても、町長はその責を負わない。</p> <p>(使用許可の取消等)</p> <p>第8条 条例第9条第1項の規則で定める違反事項及び違反するおそれがあると認める事項は次のとおりとする。</p> <p>(1) 不正行為により使用の許可を受けたとき。 (2) 施設を故意又は重大な過失により損傷したとき。 (3) 施設をその目的以外の用途に使用したとき。 (4) 創業支援施設について、正当な事由がなく使用料を3か月以上(使用期間が1年未満の場合にあっては1か月以上)滞納したとき。 (5) 条例若しくはこの規則に違反したとき又は違反するおそれがあると認められるとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が施設の管理上必要があると認めたとき。</p> <p>2 町長は、条例第9条第1項の規定に基づき、クリエイターズ・デパートメントの使用許可を取り消したときは、高根沢町クリエイターズ・デパートメント使用取消通知書(様式第5号)により、使用者に通知する。</p> <p>3 使用者は、条例第9条第1項の規定に基づき使用許可を取り消されたときは、町長が指定する期日までに、創業支援施設を原状に回復した上で、明け渡さなければならない。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和7年3月27日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日